

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	平成28年6月22日	
【会社名】	株式会社関門海	
【英訳名】	KANMONKAI Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 正	
【本店の所在の場所】	大阪市西区北堀江二丁目3番3号	
【電話番号】	06(6578)0029(代表)	
【事務連絡者氏名】	最高財務責任者 関口 弘一	
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区北堀江二丁目3番3号	
【電話番号】	06(6578)0029(代表)	
【事務連絡者氏名】	最高財務責任者 関口 弘一	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	499,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,850,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は、100株であります。

(注) 1. 本新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成28年6月22日（水）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 当社普通株式にかかる振替機関の名称及び住所
振替機関名称 株式会社証券保管振替機構
振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	1,850,000株	499,500,000	249,750,000
一般募集			
計（総発行株式）	1,850,000株	499,500,000	249,750,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は249,750,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
270	135	100株	平成28年7月13日		平成28年7月13日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、金融商品取引法による届出の効力発生後、当社との間で引受契約書を締結し、その定めるところに従い、引受けの申込みを行い、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、なお、上記申込期間内に申込みがなされなかった場合には、割当予定先の割当を受ける権利は消滅し、割当の株式は失権いたします。また、この場合、再募集は行いません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社関門海 経営支援部	大阪市西区北堀江二丁目3番3号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 北浜支店	大阪市中央区北浜二丁目2番22号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
499,500,000	4,500,000	495,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、割当予定先調査費用、登記費用、弁護士費用、その他手数料等であります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
運転資金 （内訳） ・主要食材であるとらふぐの一括仕入資金 ・大型とらふぐ調達に関する戦略的仕入資金	435,000 385,000 50,000	平成28年10月～平成29年2月 平成28年10月～平成29年2月
インバウンド戦略資金 （内訳） 予約システム開発費用	20,000 20,000	平成28年8月～平成29年6月
新商品開発資金 （内訳） うなぎ料理提供準備費用 （開発費用及び設備投資資金）	20,000 20,000	平成28年7月～平成29年6月
アウトバウンド戦略資金 （内訳） 海外エリアFC加盟開発費用	20,000 20,000	平成28年8月～平成29年6月
合計	495,000	

(注) 1. 調達した資金につきましては、順次上述の使途に充当する計画ですが、実際に支出するまでの期間、当社の預金口座にて保管いたします。

2. 本第三者割当増資による調達資金の具体的な使途につきましては、以下のとおりであります。

運転資金（主要食材であるとらふぐの一括仕入資金及び大型とらふぐ調達に関する戦略的仕入資金）

当社は、主力事業であります「玄品ふぐ」店舗で使用するとらふぐの在庫確保及び価格変動リスクの回避を目的として毎年10月～翌年2月頃に一括して仕入を行っています。その仕入時期は閑散期（毎年4月～9月）を終え当社手元資金が少なくなる時期であるため例年仕入資金の一部を金融機関からの短期借入にて調達しておりました。今後は、安定的かつ機動的な在庫確保を行うことによって高品質な商品を比較的 low price で調達するため、自己資金で賄うだけの運転資金を準備するため、とらふぐの一括仕入資金として385百万円充当する予定です。

また、現在当社が主に取り扱っている中型サイズのとらふぐのみでなく、更に商品価値を高め顧客満足度の向上によるお客様のリピート率や客単価の上昇を目的として、より大きなとらふぐの調達を計画しております。これら大型とらふぐは流通量が少なく、安定的な価格で大量に調達することが困難なため、現在、養殖業者と共同プロジェクトを進めており、本繁忙期から一部調達を開始する予定としております。これら大型とらふぐの新規調達資金として50百万円を充当する予定です。また、今回の調達開始により、今後の仕入増に向けた仕入先との関係性強化も図れるものと考えております。

インバウンド戦略資金（予約システム開発費用）

当社はインバウンド戦略として、急増する訪日外国人旅行客の取り込みを強化するため中国旅行会社との業務提携を検討しております。現在検討している業務提携が決定した場合、平成28年8月頃より主に訪日中国人団体客向け、訪日中国人個人向けの予約システムを構築するとともに、旅行会社のシステムと連携させ、訪日中国人の当社「玄品ふぐ」誘致及び斡旋に力を注ぎます。加えて、今後のインバウンド戦略として、中国だけではなく台湾、香港及びその他の国の旅行会社との協議を進めていく計画を立てております。また、現在検討している業務提携が実現しなかった場合は、他の提携先を模索するため、システム構築開始時期が遅れることも想定されます。これらインバウンド戦略資金として、インバウンド需要の取り

込み強化による来客者数及び売上高の増加ひいては利益増加を目的とした、オンライン予約可能な基幹システム構築のための開発費に20百万円充当する予定です。

新商品開発資金(うなぎ料理提供準備費用)

当社は、閑散期である夏場対策及びランチタイム店舗利用のため、うなぎ料理の提供を平成28年7月頃に開始する予定です。当面は「玄品ふぐ 神楽坂の関」にて開始いたしますが、うなぎの老舗である株式会社新宮川のうなぎ料理のノウハウと当社のとらふぐやこれまで培ってきた技術や商品開発力を合せたうなぎ料理を当社「玄品ふぐ」各店において導入、提供していく予定です。閑散期の売上高増加を目的としたこれら新商品開発資金として、20百万円充当する予定です。なお、内訳は、当社独自のうなぎメニュー開発を含むうなぎ料理提供開始に関する株式会社新宮川及び料理研究家へのアドバイザー費用や当社社員の研修費等の開発費用8百万円、うなぎ料理の「玄品ふぐ」各店舗での導入に必要な設備投資資金のうち、平成29年6月頃までにうなぎ料理提供開始予定店舗(5店舗)分12百万円であります。

アウトバウンド戦略資金(海外エリアF C加盟開発費用)

当社は、第2次中期経営計画(「成長計画」)の一環として、アジア圏を中心に「玄品ふぐ」をF C展開していく予定であります。現在東南アジアにおけるF C出店計画も進んでおり、また中国ふぐ解禁時期にあわせた中国でのF C展開も検討していることから、これらアウトバウンド戦略資金として、海外での「玄品ふぐ」事業の拡大を目的とした海外エリアF C加盟開発(海外でのエリアフランチャイザーとの契約)のための仲介事業者への仲介手数料、海外エリアF C事業本部設置に伴う人件費、調査費や渡航費用等、海外エリアF C開発費用に20百万円充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

尾家産業株式会社

a. 割当予定先の概要

名称	尾家産業株式会社
本店の所在地	大阪市北区豊崎六丁目11番27号
直近の有価証券報告書の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第55期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月25日 近畿財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第56期第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月12日 近畿財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第56期第2四半期 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月13日 近畿財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第56期第3四半期 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月12日 近畿財務局長に提出

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当該事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	当該事項はありません。
人事関係		当該事項はありません。
資金関係		当該事項はありません。
技術又は取引関係		平成28年3月期における当社と当該会社との間の取引高は、仕入高156百万円、その他営業取引12百万円であります。

M & A グローバル・パートナーズ株式会社

a．割当予定先の概要

名称	M & A グローバル・パートナーズ株式会社
本店の所在地	東京都港区新橋五丁目13番5号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 早川 良一
資本金	5,000万円
事業の内容	企業再生再編事業
主たる出資者及びその出資比率	株式会社ストライダーズ 100%

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当該事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	当該事項はありません。
人事関係		当該事項はありません。
資金関係		当該事項はありません。
技術又は取引関係		当該事項はありません。

荒井 博

a．割当予定先の概要

氏名	荒井 博
住所	東京都新宿区
職業の内容	株式会社大和 会長 (所在地) 長野県安曇野市豊科高家1178-11 (事業概要) ギフト商品及びギフトカタログの企画・制作・販売

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当該事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	当該個人の近親者が議決権の過半数を所有している株式会社G・Cが当社株式503,700株を所有しております。
人事関係		当該事項はありません。
資金関係		当該事項はありません。
技術又は取引関係		当該事項はありません。

荒井 旺子

a．割当予定先の概要

氏名	荒井 旺子
住所	長野県松本市
職業の内容	株式会社G・C 取締役 (所在地) 東京都新宿区西新宿四丁目14-7-1307 (事業概要) 有価証券への投資及び運用

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当該事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	当該事項はありません。
人事関係		当該事項はありません。
資金関係		当該事項はありません。
技術又は取引関係		当該事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

(1) 本第三者割当増資の目的及び理由

当社グループは、「食で明るい未来実現に貢献する」という企業理念に基づき、主力事業であるとらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」を中心に事業展開しております。

業績不振や過剰投資等により平成23年11月期において債務超過に転じて以降、当社グループでは、平成24年4月から平成27年3月までの3カ年の第1次中期経営計画（「再建計画」）を策定し、主力事業である「玄品ふぐ」への原点回帰を柱とした収益体質企業へと経営体制の見直しを進め、事業収益の向上を図るとともに、早期債務超過の解消と財務体質の強化のため、平成24年5月に第三者割当増資（総額500百万円）を実施し、平成25年3月期末には債務超過を解消いたしました。

「再建計画」により財務体質の強化と事業収益の向上が図れたことを受け、当社グループでは、平成27年4月から平成30年3月までの3カ年の第2次中期経営計画（「成長計画」）を策定し、数値目標として平成30年3月期の営業利益を4億円と設定しました。その初年度である平成28年3月期は売上高増加及び収益体質の更なる確立を図るべく、店舗の高収益化、商品（メニュー）の徹底した見直し、全国でのFC店舗展開に向けたエリアFC契約の推進、不採算事業及び店舗の見直し、人材育成による店舗現場力・マネジメント力の強化、財務体質の更なる強化等に注力しました。

上記の取組みにより、既存店売上高の前年比増加やエリアFCとの契約を全て完了したことによる今後の多店舗展開への礎ができたこと等によって、売上高増加及び収益体質の更なる確立に手ごたえを感じてはいるものの、平成28年3月期連結決算においては、売上高は前期比1.7%増の5,207百万円、営業利益は前期比18.1%減の164百万円という結果になりました。増収減益となった主な理由として、平成28年3月期を「緊急でないが重要な一年」として成長計画達成のための足場固めと位置づけ、エリアFC加盟開発経費や本部組織強化に伴う人件費の増加のほか、とらふぐ相場の予想以上の高騰やメニューの上質化による原価率の上昇があげられます。また、平成28年3月末現在の連結純資産は347百万円、自己資本比率8.5%と財務体質は依然として脆弱であり、また、借入金残高も3,117百万円（うち短期借入金1,260百万円、1年内返済予定の長期借入金1,837百万円）と、平成28年3月期の連結営業キャッシュ・フロー148百万円を大幅に上回る状況にあります。さらに、主に既存店売上高の計画未達（これは主に暖冬の影響及び計画値が高かったことによります。）、原価率の想定以上の上昇と本部組織強化による人件費が計画以上に増加したことにより、平成28年3月期は、第2次中期経営計画の初年度の計画値を売上高、営業利益とも下回る結果となりました。

この状況下において、当社では、第2次中期経営計画「成長計画」を時点修正いたしました（本日開示「第2次中期経営計画に関するお知らせ」をご参照ください。）。時点修正した主な内容としまして、大型とらふぐの調達強化、閑散期である夏季の収益向上策としてうなぎ料理の提供開始決定（平成28年5月18日開示「うなぎ料理の提供開始決定のお知らせ」をご参照ください。）や、インバウンド消費拡大を目的とした海外旅行会社との業務提携に向けた検討、また、エリアFCとの契約完了による今後の多店舗展開等であります。これらは「緊急でないが重要な一年」である平成28年3月期における成果により具体化したことにより、とらふぐの相場高騰が継続するとの想定の中、数値目標である平成30年3月期営業利益4億円が達成できるよう「成長計画」を時点修正したものであります。

当社が時点修正した「成長計画」を達成するためには、「4 [新規発行による手取金の使途] (2) [手取金の使途] 注書き」に記載しております売上高増加及び収益体質の更なる確立のための投資、運転資金の確保や資本

増強による純資産の増加等による財務体質の強化が必要であると判断しております。具体的には、とらふぐの一括仕入及び大型とらふぐ調達に関する戦略的仕入のための運転資金、インバウンド戦略、新商品開発、アウトバウンド戦略といった事業資金に使用いたします。

こうした資金を確保するにあたり、当社は、未だ機動的な金融機関からの借入は容易ではない状況にあることから、資本性の資金調達により自己資本を増強することは、機動的な経営を行っていくには必要不可欠と判断したことにより、資本性の資金調達を実施することとし、最近における当社株式の流動性や証券市場での認知度から勘案して、当社の状況下では、公募増資等広く投資家からの資金を調達することの成否が不明瞭であることから新株式発行による第三者割当増資を選択いたしました。

(2) 割当予定先を選定した理由

本第三者割当増資の割当予定先として尾家産業株式会社（以下「尾家産業」といいます。）、M & A グローバル・パートナーズ株式会社（以下「MAGP」といいます。）、荒井博氏、荒井旺子氏を選定いたしました理由は、以下のとおりです。

（尾家産業を割当予定先として選定した理由）

尾家産業は、当社の食材の仕入先であるとともに、仕入取引を通じて当社の流通業務の一部を担っていただいております。当社と尾家産業の取引開始は当社上場前に遡り、当社の業績不振な時期に変わらぬ取引を継続していただいた経緯があり、親密な取引先であります。このような関係性において、当社代表取締役社長である田中正が、5月中旬に尾家産業の尾家社長と面談し、当社が、売上高増加及び収益体質の更なる確立、財務体質の強化を目的として資金調達を検討している旨を協議した際、尾家社長より今後の当社売上高増加・エリアFC全国展開フェーズにおける関係強化を推し進めるため、中長期保有を目的に引受けを検討したいとのご要望を頂きました。当社では、発行価額にディスカウントがあるものの、中長期的な保有であり、「成長計画」達成に向けた当社経営の自主性を保つことができ（当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はない旨の意向を受けております。）、今後も取引関係を強化したい意向もあり、また、当社との取引関係から信頼性が高く、同社の資金状況から払込金への不安がないことを踏まえ、確実に運転資金を確保したい当社の意向を考慮し、割当予定先として選定いたしました。

（MAGPを割当予定先として選定した理由）

当社とMAGPは、当社代表取締役田中正が社長に就任し、経営再建を実施していく際に、コンサルティング全般を請け負っていただいた経緯がございます。具体的には当社の第1次中期経営計画、早期債務超過の解消と財務体質の強化、金融機関への返済計画等とともに策定していただき、その結果、当社は第1次中期経営計画である「再建計画」を無事に達成することができ、経営の基盤固めを行うことができました。その後も、上海徳威企業発展有限公司をご紹介していただき、当社が今後の当社インバウンド戦略、アウトバウンド戦略にご協力いただくとともに、同社の100%子会社である徳威国際発展有限公司（英語名：D&W INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED）に当社の株主となっていたこともあり、MAGPとの取引関係は現在ありませんが、親密な関係を継続しております。このような関係性において、当社が売上高増加及び収益体質の更なる確立、財務体質の強化を目的として、第三者割当による迅速な資金調達を検討している段階で、5月上旬に当社代表取締役社長である田中正がMAGPの早川社長と面談し、当社が資金調達を検討している旨を協議した際、投資案件等を模索していたMAGPの早川社長より将来株式の売却により利益を得る純投資を目的に引受けを検討したいとの意向をその場で頂きました。当社では、発行価額にディスカウントはあるものの、「成長計画」達成に向けた当社経営の自主性を保つことができ（当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はない旨の意向を受けております。）、将来当社株式を売却する場合には当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向を受けており、また、旧知の関係なので信頼性が高く、同社の資金状況から払込金への不安がないことを踏まえ、確実に運転資金を確保したい当社の意向を考慮し、割当予定先として選定いたしました。

（荒井博氏、荒井旺子氏を割当予定先として選定した理由）

荒井博氏は、カタログ販売会社である株式会社大和（本社：長野県安曇野市）の創業者であり、現在は同社の会長に就任しております。

荒井博氏と、当社の関係は、以前、当社の大株主であった株式会社ヤタガラスホールディングス（以下「ヤタガラス」といいます。）が当社株式を処分することを考えていた時までに遡ります。ヤタガラスは当社の創業者である山口聖二氏の親族による資産保有会社であり、平成28年2月5日の株式売却時まで当社株式を2,404,800株所有する、第2位の株主でありました。ヤタガラスにおいて株式処分の必要が生じた際に売却先候補として双方共通の知人である弁護士から荒井博氏の紹介を受け、ヤタガラスと同氏との協議のうえ、ヤタガラスの保有していた当社株式の一部を、荒井博氏及びその親族である荒井旺子氏並びに株式会社G・Cに株式を譲渡いたしました。なお、株式会社G・Cは荒井博氏の子3名が議決権の76%を所有しております。荒井博氏及び荒井旺子氏はその後当社株式を売却されましたが、これを機に当社と荒井博氏が面談の機会を持ち、同氏が当社の事業内容・経営方針に関心を持たれ、当社の「成長計画」の戦略の一つである通販事業拡大へのアドバイス、カタログ

販売業者等新たな販路紹介、商品開発への提案等を受けるに至り、取引関係はありませんが親密な関係を継続しております。

このような関係性において、当社が売上高増加及び収益体質の更なる確立、財務体質の強化を目的として、第三者割当による迅速な資金調達を検討している段階で、当社代表取締役社長である田中正が荒井博氏と面談し、当社が資金調達を検討している旨を協議した際、同氏より将来株式の売却により利益を得る純投資を目的に引受けを検討したいとの意向をその場で頂きました。当社では、発行価額にディスカウントはあるものの、「成長計画」達成に向けた当社経営の自主性を保つことができ(当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はない旨の意向を受けております。)、将来当社株式を売却する場合には当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向を受けており、また、当社株式取得(平成28年2月5日)以降における同氏の当社事業への理解とその過程での緊密な関係から信頼性が高いと判断しており、同氏の資金状況から払込金への不安がないことを踏まえ、確実に運転資金を確保したい当社の意向を考慮し、割当予定先として選定いたしました。

また、面談の際に、荒井博氏の義姉である荒井旺子氏の紹介を受け、当社代表取締役社長である田中正から当社が資金調達を検討している旨の説明を行い、荒井旺子氏より将来株式の売却により利益を得る純投資を目的に引受けを検討したいとのご要望を頂きました。なお、荒井旺子氏は、当社の株主である株式会社G・Cの取締役に就任しており、また、ヤタガラスの保有していた株式の一部の譲渡を受けており一時的に当社の株主でしたが、これまでは接点がなかったことから、荒井博氏にご紹介を受けました。そして、荒井旺子氏は荒井博氏の義姉であることから荒井博氏同様に信頼性があると判断しており、ディスカウントはあるものの、「成長計画」達成に向けた当社経営の自主性を保つことができ(当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はない旨の意向を受けております。)、将来当社株式を売却する場合には当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向であること等を踏まえ、確実に運転資金を確保したい当社の意向を考慮し、割当予定先として選定いたしました。

(3) 株式の希薄化による株主に対する影響

本第三者割当増資により発行される株式1,850,000株の議決権数は18,500個であり、これは、平成28年6月22日現在の発行済株式にかかる議決権の総数である99,064個を分母とする希薄化は18.67%に相当します。

当社では、本第三者割当増資を行うに際し、既存株主に及ぼす影響を以下のように考えており、その結果、本第三者割当増資を行うことが既存株主の皆様へのメリットが大きいと判断し、出席取締役全員の賛同のもと、当社取締役会は決議を行っております。

(メリット)

- 資本性の資金調達を行うことにより、増資による自己資本増強及び手元資金の増加によって金融機関との長期資金の借入交渉における優位性を確保すること等財務体質の強化が見込めます。これにより、自己資本が増加することに加え、当社の借入の大半を占める短期性借入金を長期借入化する際の財務コストの抑制、資金面における経営の安定化が図れると判断しております。
- 最近における当社株式の流動性や証券市場での認知度から勘案して、当社の状況下では、公募増資等広く投資家からの資金を調達することの成否が不明瞭であることから、現実性の高い資金調達が可能である第三者割当増資を選択することにより、事業資金を機動的に調達でき、今後の「成長計画」達成に向けた投資が可能となります。
- 今回の割当予定先である尾家産業は、今後の当社事業展開及び当社経営陣の考え方を十分に理解いただいた上で中長期的に保有する方針で引受けの意向を表明されており、また、その他の割当予定先は、将来売却の際には可能な限り市場動向を勘案しながら当社普通株式を売却していく旨の意向を表明されており、本第三者割当増資の株式が市場へ及ぼす影響が極力抑えられるものと考えております。

(デメリット)

- 本第三者割当増資により1,850,000株の新株式を発行することで、既存株主の1株当たり利益並びに純資産の希薄化が生じます。
- 本第三者割当増資後、割当予定先の議決権割合は合計で15.74%となり、既存株主の議決権割合が低下いたします。

d．割り当てようとする株式の数

尾家産業株式会社	当社普通株式	370,000株
M & A グローバル・パートナーズ株式会社	当社普通株式	370,000株
荒井 博氏	当社普通株式	740,000株
荒井 旺子氏	当社普通株式	370,000株

e．株券等の保有方針

割当予定先である尾家産業の代表取締役社長 尾家啓二氏から親密な取引先として本新株式を中長期的に保有する方針である旨、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はない旨、当社代表取締役社長田中正との面談の際に表明していただき、口頭にて確認しております。

割当予定先であるMAGPの代表取締役であり親会社である株式会社ストライダーズ（以下「ストライダーズ」といいます。）の代表取締役社長早川良一氏から、将来株式の売却により利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はない旨、更に、将来当社株式を売却する場合には、当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向を当社代表取締役社長田中正との面談の際に、口頭にて表明していただいております。

割当予定先である荒井博氏、荒井旺子氏から、将来株式の売却により利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はない旨、更に、将来当社株式を売却する場合には、当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向を当社代表取締役社長田中正との面談の際に、口頭にて表明していただいております。なお、荒井博氏の近親者が過半数を所有し、荒井旺子氏が取締役就任する株式会社G・Cが当社普通株式503,700株を所有しておりますが、当該株式につきましては、ヤタガラスからの譲渡により所有しているため取得時に保有方針の確認を行っておりませんが、荒井博氏を通じて株式会社G・Cに確認したところ、将来株式の売却により利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はない旨、更に、将来当社株式を売却する場合には、当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向を受けております。

また、当社は本第三者割当増資の割当予定先より、割当予定先が払込期日から2年間に於いて当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を受領する予定であります。

なお、当社が効力発生後割当予定先との間で締結する予定の引受契約には、尾家産業との間においては、本新株式の保有方針は中長期保有の方針である旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨、また、MAGP及び荒井博氏、荒井旺子氏の間においては、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨及び将来売却の際には、可能な限り市場動向を勘案しながら当社普通株式を売却していく旨の意向を表明し保証する旨を規定する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

本第三者割当増資の割当予定先との間で効力発生後締結する予定の引受契約において、払込期日に払込額を全額払い込むことが規定される予定です。

当社は、尾家産業の第55期有価証券報告書（平成27年6月25日提出）及び第56期第3四半期報告書（平成28年2月12日提出）に記載されている売上高、総資産、純資産、現金及び預金等の状況を確認した結果、尾家産業が本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しており、また、本第三者割当増資を引き受ける際に出資の払込みを必ず実行することを約束する旨の意向表明書を入手しております。

また、MAGPの本第三者割当増資の払込みに要する資金につきましては、MAGPの代表取締役であり親会社であるストライダーズの代表取締役社長早川良一氏と当社代表取締役社長田中正との面談の際に親会社であるストライダーズからの借入資金にて払込みを実施する旨の説明を受け、借入実行後のMAGPの残高照会一覧を入手し、十分な資金を有していることを確認し、MAGPからは本第三者割当増資を引き受ける際に出資の払込みを必ず実行することを約束する旨の意向表明書を入手しております。当社は、ストライダーズの第51期有価証券報告書（平成27年6月25日提出）及び第52期第3四半期報告書（平成28年2月9日提出）に記載されている売上高、総資産、純資産、現金及び預金等の状況を確認した結果、MAGP及びストライダーズが本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

加えて、荒井博氏、荒井旺子氏の本第三者割当増資の払込みに要する資金につきましては、当社は、それぞれの預金通帳のコピーを入手し、本新株式の払込みについて、十分な資金を有していることを確認し、荒井博氏、荒井旺子氏と当社代表取締役社長田中正との面談において出資の意向を確認するとともに、本第三者割当増資を引き受ける際に出資の払込みを必ず実行することを約束する旨の意向表明書をそれぞれから入手しております。

上記を踏まえた結果、当社は、割当予定先からの払込みについて確実性があるものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である尾家産業は東京証券取引所第一部に上場しており、尾家産業が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄において、基本的な考え方として、違法行為や反社会的行為に関わらないよう常に良識ある行動に努めること、反社会的勢力には毅然と対応し、一切関係を持たないこと、会社または自らの利益を得るために反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とはいかなる取引もしないことが明記されていることを確認し、尾家産業及びその役員・主要株主が反社会的勢力には該当せず、また反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

割当予定先であるMAGPはストライダーズの100%子会社であり、ストライダーズは株式会社東京証券取引所JASDAQ市場に上場しております。ストライダーズが株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄において、「当社は、ストライダーズ・グループ「企業行動憲章」、「社員行動規範」及び「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然として対応を取ることを「社員行動規範」及び「反社会的勢力に対する基本方針」に明記し、グループ全社に対して公開周知徹底を行っております。」との記載があることを確認し、ストライダーズ及びその役員・主要株主、MAGPが反社会的勢力等には該当せず、また反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が、暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下「暴力団等」といいます。）暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実がない旨を割当予定先からの書面により確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

割当予定先である荒井博氏、荒井旺子氏については、当社においても、リアル・レピュテーション・リサーチ株式会社（東京都中央区日本橋人形町3丁目1番11号 代表取締役 水田旭）に調査を依頼し、割当予定先の実態について、民間の調査会社の有料データベース等のアクセス可能なオープンソースから広く広く情報を収集した結果、「反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、犯罪行為を含めた違法行為に関与した（または関与している）ことを示唆する情報はなかったこと及び重大な懸念点、問題事項もなかったこと」を確認した旨の調査報告書を受領しております。また、割当予定先、当該割当予定先の近親者又は割当予定先及び近親者が議決権の過半数を所有する会社（以下「割当予定先等」といいます。）が、暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先等に関与している事実、割当予定先等が資金提供その他行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先等が意図して暴力団等と交流を持っている事実がない旨を割当予定先からの書面により確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

なお、荒井旺子氏は荒井博氏の義姉であります。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価額は、割当予定先と協議の結果、本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前営業日である平成28年6月21日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である292円からディスカウント率7.5%である270円といたしました。

当社では、発行価額の算定にあたっては、できる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。株式市場においては、通例、投資家による一定の投機的思惑の影響をうけつつも、各企業の資産内容、財務状況、収益力及び将来の業績見通しなどを考慮した企業の客観的価値が株価に反映されており、従って、本第三者割当増資にかかる取締役会決議日（平成28年6月22日）前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値には、その時点において市場で得られるすべての情報が反映され、企業の客観的価値が反映されているものと考えられます。よって、本第三者割当増資にかかる取締役会決議前日の当社普通株式の終値及び割当予定先との協議時の当社株価を基準として、割当予定先と発行価額の協議をいたしました。

最近における当社の株価は、「株主優待制度再開に関するお知らせ」（平成28年3月7日開示）以降、一旦は338円まで上昇したものの、最近1ヵ月間（平成28年5月22日から平成28年6月21日）は270円～320円で推移しております。このような状況のもと、割当予定先との協議を4月中旬より開始し、割当予定先より、当社普通株式の市場価格及び当社の最近の業績等を総合的に勘案したうえで、若干のディスカウントの要望がありました。5月上旬から中旬にかけて割当予定先と発行価額について協議を行い、その頃の株価終値が概ね270円台前半で推移していたこと、平成28年5月6日の当社業績予想修正の開示や平成28年5月13日の当社決算発表においても株価に大き

な変動がなかったことから、5月中旬頃に発行価額は270円を基準として交渉を進めた結果、上記発行価額での合意に至りました。

交渉開始以後、当社株価が上昇したため、上記発行価額は取締役会決議前日の終値から7.5%ディスカウントした価格となりますが、本第三者割当増資により今後の「成長計画」や財務体質強化のための資金調達を行う方が、将来的には企業価値を上昇させ、ひいては株主の皆様の利益に資すると考えて、上記発行価額は合理的であると判断いたしました。また、割当予定先のうち尾家産業につきましては親密な取引先であり中長期での保有方針であることから、資本関係を持つことで今後の取引関係においてより親密となり、今後の取引上の情報の授受や商取引において有効であると判断しております。

なお、本新株式の発行価額の上記取締役会決議日の直前営業日(平成28年6月21日)までの1ヵ月間(平成28年5月22日から平成28年6月21日まで)の終値平均293円に対するディスカウント率は7.8%、上記取締役会決議日の直前営業日(平成28年6月21日)までの3ヵ月間(平成28年3月22日から平成28年6月21日まで)の終値平均289円に対するディスカウント率は6.6%、上記取締役会決議日の直前営業日(平成28年6月21日)までの6ヵ月間(平成27年12月22日から平成28年6月21日まで)の終値平均261円に対するプレミアム率は3.4%となっております。

当該発行価額につきましては、「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日 日本証券業協会)の原則に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、当該発行価額は割当予定先に特に有利でなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず適法であるとの判断のもと、本新株式の発行につき決議いたしました。

また、当社監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されておりますが、当社取締役会に監査役全員が出席し、当社の「成長計画」達成に向けた事業資金の必要性や財務体質強化等の資金調達の必要性、選定した割当予定先と当社との関係、当社の株価推移を踏まえた割当予定先との発行価額決定方法等を勘案しても、当該発行価額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、かつ、本第三者割当増資が適法に行われている旨の意見を監査役全員から受けており、当社取締役会において、当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当増資を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行は、発行済株式総数10,208,900株にかかる議決権数99,064個(平成28年6月22日現在)に対し、本第三者割当増資による株式の総数1,850,000株にかかる議決権数18,500個の占める割合は18.67%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化が生じることとなります。

しかし、本第三者割当増資は、増資による財務体質の強化のために必要であり、また増資による調達資金を、売上高増加及び収益体質の更なる確立のための投資に充当し、更なる事業規模の拡大と企業価値向上を図ることは、当社の株主価値の向上につながり、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

また、本第三者割当増資の保有方針には、将来株式の売却により利益を得る純投資の方針に基づき保有する意向の割当予定先が含まれております。将来当社株式を売却する場合には、当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向をそれぞれから受けております。なお、純投資の方針に基づき保有する意向の割当予定先に割当てる本新株式1,480,000株につきましては、短期売却の可能性があり、仮に当該株式を1年間で売却した場合の1日当たりの売却株式数は6,041株(営業日245日と仮定)となります。これは、当社株式の過去1年間(平成27年6月1日から平成28年5月31日まで)における1日あたりの平均出来高216,641株の2.8%となるため、本第三者割当増資の株式が市場へ及ぼす影響が極力抑えられるものと考えております。

よって、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社椿台	大阪市中央区高麗橋1-7-7	3,046,600	30.75	3,046,600	25.91
サントリー酒類株式会社	東京都港区台場2-3-3	1,476,000	14.90	1,476,000	12.55
徳威国際発展有限公司 (株主名簿: KGI ASIA LIMITED-D&W INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED) (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	FLAT J, 2/F, KA ON BUILDING8- 14 CONNAUGHT ROAD WEST, HK (東京都中央区日本橋3-11-1)	1,007,400	10.17	1,007,400	8.57
荒井 博	東京都新宿区			740,000	6.29
株式会社G・C	東京都新宿区西新宿4-14-7- 1307	503,700	5.08	503,700	4.28
尾家産業株式会社	大阪市北区豊崎6-11-27			370,000	3.15
M & A グローバル・パートナ ーズ株式会社	東京都港区新橋5-13-5			370,000	3.15
荒井 旺子	長野県松本市			370,000	3.15
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木6-10-1)	150,000	1.51	150,000	1.28
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2- 10	144,600	1.46	144,600	1.23
関門海福株会	大阪市西区北堀江2-3-3	69,200	0.70	69,200	0.59
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	67,200	0.68	67,200	0.57
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	54,300	0.55	54,300	0.46
山口 旺子	大阪市中央区	51,950	0.52	51,950	0.44
山口 晴緒	大阪市中央区	51,950	0.52	51,950	0.44
計		6,622,900	66.85	8,472,900	72.07

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日時点の株主名簿を基準に記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日時点の総議決権数(99,064個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(18,500個)を加えた数を分母として算定しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数第3位を四捨五入しております。

4. 当社は自己株式302,067株(発行済株式総数に対する割合2.96%)を保有しておりますが、大株主の状況には含めておりません。

5. 割当予定先である荒井博氏、M & A グローバル・パートナーズ株式会社、荒井旺子氏の本第三者割当増資による新株式の保有目的は純投資とのことであり、取得した当社株式を売却する可能性があるとのことです。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日（平成27年6月23日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年6月22日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成27年6月24日提出臨時報告書〕

(1) 提出理由

平成27年6月23日開催の当社第27期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

a. 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月23日

b. 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、田中正、大村美智也、本多正嗣、松嶋弘を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、阿井公宗を選任する。

c. 当該議決事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該議決事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案					
田中 正	71,600	636	0	（注）	可決（98.90%）
大村 美智也	71,600	636	0		可決（98.90%）
本多 正嗣	71,600	636	0		可決（98.90%）
松嶋 弘	71,225	1,011	0		可決（98.38%）
第2号議案					
阿井 公宗	71,268	968	0	（注）	可決（98.44%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

d．議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

〔平成28年2月5日提出臨時報告書〕

(1) 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

a．当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの サントリー酒類株式会社
 主要株主でなくなるもの 株式会社ヤタガラスホールディングス

b．当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの
 サントリー酒類株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	5,823個	5.88%
異動後	14,760個	14.90%

主要株主でなくなるもの

株式会社ヤタガラスホールディングス

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	24,048個	24.28%
異動後	0個	

(注) 1．異動前・異動後の総株主等の議決権の数に対する割合は、平成27年9月30日現在の発行済株式総数10,208,900株から、同日現在の議決権を有しない株式数302,600株を控除した総株主等の議決権の数99,063個を基準に計算しております。

2．総株主等の議決権の数に対する割合は、小数点第三位を四捨五入して表示しております。

c．当該異動の年月日

平成28年1月29日

d．本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 647,711,988円
 発行済株式総数 普通株式 10,208,900株

〔平成28年6月22日提出臨時報告書〕

(1) 提出理由

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、社外取締役を除く当社取締役及び当社従業員に対し有償ストック・オプションとして新株予約権を付与するため、平成28年6月22日開催の当社取締役会において、新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

銘柄

株式会社関門海第9回新株予約権（有償ストック・オプション）

発行数

株式会社関門海新株予約権 5,430個

上記新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の総数は、割当予定数であり、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。

発行価格

本新株予約権1個あたりの払込金額は、100円とします。なお、当該払込金額は、第三者評価機関である株式会社プルートス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した公正価格を参考に、決定したものであります。

発行価額の総額

159,099,000円

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(a) 新株予約権の目的となる株式

当社普通株式 543,000株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、本新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整します。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、上記のほか、下記に定める本新株予約権の割当日（以下「割当日」といいます。）後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができます。

なお、上記の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

(b) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、100株とします。但し、上記(a)に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に、上記(b)に定める本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた金額とします。

当初の行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成28年6月21日の東京証券取引所における普通取引の終値292円とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）は、平成28年7月14日から平成36年7月13日までの期間とします。

新株予約権の行使条件

(a) 割当日から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近5取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。但し、上記に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の50%（但し、上記に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとする。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額（但し、上記に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとする。）で行使期間の終期までに権利行使しなければならないものとします。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではありません。

（ ） 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。

（ ） 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。

（ ） 当社が上場廃止または倒産、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。

（ ） その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為が生じた場合。

(b) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

(c) 各本新株予約権の一部行使はできません。

(d) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使はできません。

新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は譲渡できません。

当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 3名 200,000株

当社従業員 72名 343,000株

合計 75名 543,000株

勧誘の相手方と提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社の関係該当事項はありません。

勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

(a) 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとします。

(b) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、会社法第273条の規定に従い、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。

(c) 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称します。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編対象会社」と総称します。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとします。

（ ） 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1個未満の端数は切り捨てます。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の同種の株式。

（ ） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1株未満の端数は切り上げます。

- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1円未満の端数は切り上げます。
- () 新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編対象会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
組織再編行為に際して決定します。
- () 新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要します。
- () その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

新株予約権の割当日

平成28年7月13日

新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成28年7月13日

申込期日

平成28年7月13日

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成28年6月22日）までの間において、下記の変更がありました。

なお、変更又は追加箇所は_____を付して表示しております。

また、「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本届出書提出日において判断した事項であります。

(2) 売上高の季節変動について

当社グループの主力事業である「玄品ふぐ」の店舗売上高は、業態の特性上、冬場である11月から3月に売上が偏重する傾向にあります。

当社グループといたしましては、季節ごとの店舗オペレーション・販売促進方法の確立、新たな閑散期の需要の開拓を目的とした新商品の販売等に注力していく方針であります。

なお、当社グループの平成27年3月期及び平成28年3月期における四半期別の売上高は次のとおりです。

（単位：百万円）

区分	平成27年3月期		平成28年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
上半期売上高	1,754	34.3%	<u>1,852</u>	<u>35.6%</u>
第1四半期売上高	840	16.4%	<u>911</u>	<u>17.5%</u>
第2四半期売上高	914	17.9%	<u>941</u>	<u>18.1%</u>
下半期売上高	3,364	65.7%	<u>3,354</u>	<u>64.4%</u>
第3四半期売上高	1,749	34.2%	<u>1,729</u>	<u>33.2%</u>
第4四半期売上高	1,614	31.5%	<u>1,625</u>	<u>31.2%</u>
通期売上高	5,118	100.0%	<u>5,207</u>	<u>100.0%</u>

（注） 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 減損会計について

当社グループにおいて、今後、店舗業績の不振（削除）の要因により、固定資産の減損会計による損失を計上する場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) ストック・オプション制度について

当社グループは、（削除）会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションを目的とした新株予約権の有償発行を行っております。

ストック・オプションの行使がなされた場合には、当社グループの株式価値の希薄化による影響を受ける可能性があります。

3. 最近の業績の概要

(1) 第28期連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

平成28年5月13日開催の取締役会において承認された第28期連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）に係る連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表

連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	833,247	697,971
売掛金	138,898	157,388
商品及び製品	1,478,913	1,518,181
原材料及び貯蔵品	13,611	16,189
繰延税金資産	56,479	54,679
その他	110,196	111,018
貸倒引当金	12,315	9,651
流動資産合計	2,619,031	2,545,777
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1 2,475,840	2,154,360
減価償却累計額	1,750,595	1,510,570
建物及び構築物（純額）	1 725,244	643,790
機械装置及び運搬具	133,115	75,233
減価償却累計額	111,111	55,828
機械装置及び運搬具（純額）	22,004	19,404
土地	1 58,485	-
その他	825,326	752,586
減価償却累計額	746,929	666,391
その他（純額）	78,396	86,195
有形固定資産合計	884,131	749,390
無形固定資産		
その他	13,633	43,760
無形固定資産合計	13,633	43,760
投資その他の資産		
投資有価証券	4,150	4,150
差入保証金	654,266	631,654
繰延税金資産	51,170	67,282
その他	35,730	28,783
貸倒引当金	13,933	13,933
投資その他の資産合計	731,384	717,936
固定資産合計	1,629,148	1,511,087
資産合計	4,248,180	4,056,865

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	126,918	121,546
短期借入金	1,304,021	1,260,584
1年内返済予定の長期借入金	1 2,038,855	1,837,218
未払金	221,098	206,910
未払法人税等	28,603	43,606
未払消費税等	30,033	47,823
賞与引当金	35,553	32,000
その他	29,992	42,176
流動負債合計	3,815,077	3,591,866
固定負債		
長期借入金	1 46,547	19,490
リース債務	-	54,410
その他	58,972	43,496
固定負債合計	105,519	117,396
負債合計	3,920,596	3,709,263
純資産の部		
株主資本		
資本金	647,711	647,711
資本剰余金	756,708	756,708
利益剰余金	788,856	769,804
自己株式	287,980	287,998
株主資本合計	327,584	346,617
新株予約権	-	984
純資産合計	327,584	347,602
負債純資産合計	4,248,180	4,056,865

連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	5,118,883	5,207,735
売上原価	1,591,199	1,671,385
売上総利益	3,527,684	3,536,350
販売費及び一般管理費	1, 2 3,326,549	1, 2 3,371,611
営業利益	201,134	164,738
営業外収益		
受取利息	661	149
受取地家賃	6,800	12,156
受取和解金	-	1,600
受取保険金	574	-
消費税等免除益	10,393	-
その他	1,808	1,036
営業外収益合計	20,237	14,942
営業外費用		
支払利息	69,075	64,329
その他	13,666	27,757
営業外費用合計	82,741	92,086
経常利益	138,631	87,594
特別利益		
固定資産売却益	3 1,865	-
新株予約権戻入益	5,284	-
特別利益合計	7,150	-
特別損失		
固定資産除却損	-	4 12
固定資産売却損	5 1,111	5 9,313
店舗閉鎖損失	6 15,057	6 20,220
減損損失	7 87,557	7 19,174
解約違約金	10,716	-
特別損失合計	114,441	48,720
税金等調整前当期純利益	31,340	38,873
法人税、住民税及び事業税	23,867	34,132
法人税等調整額	34,690	14,310
法人税等合計	10,822	19,821
当期純利益	42,162	19,051
親会社株主に帰属する当期純利益	42,162	19,051

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	42,162	19,051
包括利益	42,162	19,051
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	42,162	19,051
非支配株主に係る包括利益	-	-

連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	596,896	705,893	831,018	287,980	183,790
当期変動額					
新株の発行	50,815	50,815			101,631
親会社株主に帰属する当期純利益			42,162		42,162
自己株式の取得				-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	50,815	50,815	42,162	-	143,793
当期末残高	647,711	756,708	788,856	287,980	327,584

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	5,284	189,075
当期変動額		
新株の発行		101,631
親会社株主に帰属する当期純利益		42,162
自己株式の取得		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,284	5,284
当期変動額合計	5,284	138,508
当期末残高	-	327,584

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	647,711	756,708	788,856	287,980	327,584
当期変動額					
新株の発行					-
親会社株主に帰属する当期純利益			19,051		19,051
自己株式の取得				18	18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	19,051	18	19,033
当期末残高	647,711	756,708	769,804	287,998	346,617

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	327,584
当期変動額		
新株の発行		-
親会社株主に帰属する当期純利益		19,051
自己株式の取得		18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	984	984
当期変動額合計	984	20,017
当期末残高	984	347,602

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	31,340	38,873
減価償却費	131,406	123,536
長期前払費用償却額	10,754	10,464
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,977	2,664
支払利息	69,075	64,329
固定資産売却損益(は益)	754	9,313
店舗閉鎖損失	7,424	12,269
減損損失	87,557	19,174
売上債権の増減額(は増加)	26,103	17,239
たな卸資産の増減額(は増加)	358,633	41,846
仕入債務の増減額(は減少)	4,322	5,372
未払金の増減額(は減少)	24,145	11,478
未払消費税等の増減額(は減少)	28,934	17,791
未収消費税等の増減額(は増加)	12,823	-
未収入金の増減額(は増加)	2,868	555
長期前受収益の増減額(は減少)	292	-
その他	4,601	17,410
小計	23,980	235,116
利息の受取額	661	149
利息の支払額	69,305	63,998
法人税等の支払額	14,006	22,713
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,669	148,553
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	6,228	85,333
有形固定資産の取得による支出	117,772	85,256
無形固定資産の取得による支出	9,493	777
差入保証金の回収による収入	16,490	7,262
差入保証金の差入による支出	4,673	712
長期前払費用の取得による支出	12,596	4,908
その他	3,200	5,315
投資活動によるキャッシュ・フロー	118,617	4,375
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	48,272	43,437
長期借入金の返済による支出	151,732	228,694
株式の発行による収入	96,552	-
新株予約権の発行による収入	-	984
その他	2,941	8,306
財務活動によるキャッシュ・フロー	106,393	279,453
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	283,680	135,275
現金及び現金同等物の期首残高	1,116,927	833,247
現金及び現金同等物の期末残高	1,833,247	1,697,971

注記事項

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数2社

連結子会社の名称

（株）関門福楽館

（株）だいもん

2．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

3．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

商品及び製品

主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～40年

機械装置及び運搬具 2～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度は、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1)概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件

(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2)適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響額

影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
土地	58,485千円	-千円
建物	16,217	-
計	74,702	-

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
長期借入金	46,547千円	-千円
1年内返済予定の長期借入金	139,794	-

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
労務費	1,156,672千円	1,207,679千円
地代家賃	672,438	663,489
減価償却費	129,701	121,611
貸倒引当金繰入額	3,522	-
賞与引当金繰入額	35,280	31,842

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
	33,726千円	25,933千円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
建物及び構築物	1,729千円	建物及び構築物 -千円
その他	136	その他 -
計	1,865	計 -

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
その他	-千円	その他 12千円
計	-	計 12

5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	1,111千円	建物及び構築物	7,021千円
		その他	2,292
計	1,111	計	9,313

6 店舗閉鎖損失の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物除却損	7,144千円	建物及び構築物除却損	6,787千円
原状回復費用	4,260	原状回復費用	5,570
解約違約金	2,766	解約違約金	2,419
その他費用	886	その他費用	5,443
計	15,057	計	20,220

7 減損損失

前連結会計年度（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
大阪府1店舗 神奈川県2店舗	店舗	土地	30,433
		建物及び構築物	55,834
		その他	1,288
合		計	87,557

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に直営店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性の低下した直営店舗のうち、帳簿価額を将来にわたり回収する可能性がないと判断した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しました。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定価額又はそれに準ずる方法により算定しています。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日至 平成28年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
大阪府1店舗	店舗	建物及び構築物	16,607
		その他	2,567
合		計	19,174

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に直営店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性の低下した直営店舗のうち、帳簿価額を将来にわたり回収する可能性がないと判断した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しました。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定価額又はそれに準ずる方法により算定しています。

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	9,609,000	599,900	-	10,208,900
自己株式				
普通株式	302,000	-	-	302,000

（注）普通株式の増加は、平成26年9月30日を払込期限とする第三者割当増資による発行株式数（582,300株）および当連結会計年度における新株予約権の行使による発行株式数（17,600株）によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	10,208,900	-	-	10,208,900
自己株式				
普通株式（注）	302,000	67	-	302,067

（注）自己株式の増加は、平成27年7月16日の単元未満株式の買取（67株）によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	平成27年ストック・オブ ションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	984
合計		-	-	-	-	-	984

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1．現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	833,247千円	697,971千円
現金及び現金同等物	833,247	697,971

2．重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	- 千円	70,298千円

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、外食事業における店舗設備（「工具、器具及び備品」）であります。

無形固定資産

主として、外食事業における店舗設備（「ソフトウェア」）であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「3．会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入、または新株発行による方針であります。デリバティブは、外貨建取引に係る為替変動リスクを回避する目的に利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び出店等に伴う差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式のみを保有する方針であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財政状態等の把握のための情報収集に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を行う方針であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されているため、主に固定金利により資金調達を行う方針であります。

デリバティブ取引の実行及び管理は、「デリバティブ取引内規」に従い、経営支援部が行っており、また、この内規において取引権限の限度及び取引限度額等について取締役会の決議で決定する旨が明示されており、当初の予測範囲外のリスクや損失が発生した場合には、経営支援部長が直ちに取締役会に報告することとなっております。

なお、現在当社グループでは、デリバティブ取引は行っておりません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2. 参照）。重要性が乏しいものについては省略しております。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	833,247	833,247	-
(2) 売掛金	138,898	138,898	-
(3) 差入保証金	30,487	28,655	1,831
資産計	1,002,633	1,000,801	1,831
(1) 買掛金	126,918	126,918	-
(2) 短期借入金	1,304,021	1,304,021	-
(3) 未払金	221,098	221,098	-
(4) 長期借入金()	2,085,402	2,094,114	8,712
負債計	3,737,440	3,746,152	8,712

() 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	697,971	697,971	-
(2) 売掛金	157,388	157,388	-
(3) 差入保証金	30,487	29,444	1,042
資産計	885,847	884,804	1,042
(1) 買掛金	121,546	121,546	-
(2) 短期借入金	1,260,584	1,260,584	-
(3) 未払金	206,910	206,910	-
(4) 長期借入金()	1,856,708	1,863,441	6,733
負債計	3,445,749	3,452,483	6,733

() 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

時価は、将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金並びに(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様に新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	4,150	4,150
差入保証金	623,779	601,167

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上の表には含めておりません。また、差入保証金のうち、返還予定日が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「資産(3)差入保証金」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	833,247	-	-	-
売掛金	138,898	-	-	-
差入保証金	-	30,487	-	-

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	697,971	-	-	-
売掛金	157,388	-	-	-
差入保証金	10,629	19,857	-	-

(注) 4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,304,021	-	-	-	-	-
長期借入金	2,038,855	7,164	7,164	7,164	7,164	17,891
合計	3,342,876	7,164	7,164	7,164	7,164	17,891

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,260,584	-	-	-	-	-
長期借入金	1,837,218	4,404	4,404	4,404	4,404	1,874
合計	3,097,802	4,404	4,404	4,404	4,404	1,874

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度（平成27年3月31日）

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	-	-	-
合計		-	-	-

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額4,150千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には記載しておりません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	-	-	-
合計		-	-	-

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額4,150千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には記載しておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費及び一般管理費	- 千円	- 千円

上記のほか、権利不行使による失効により特別利益の新株予約権戻入益として、前連結会計年度5,284千円を計上しております。

2. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金	- 千円	984千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成27年5月 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 4名
ストック・オプションの数（注）	普通株式 579,000株
付与日	平成27年5月8日
権利確定条件	権利確定条件は付されており ません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められてお りません。
権利行使期間	平成27年5月9日から 平成35年5月8日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成18年4月 ストック・オプション	平成18年5月 ストック・オプション	平成27年5月 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末			
付与			579,000
失効			
権利確定			579,000
未確定残			
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	106,300	20,000	
権利確定			579,000
権利行使			
失効	106,300	20,000	
未行使残			579,000

（注）平成25年10月1日に1株を100株に株式分割しておりますので、上記株式数は全て株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成18年4月 ストック・オプション	平成18年5月 ストック・オプション	平成27年5月 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	2,120	2,233	171
行使時平均株価 (円)			
公正な評価単価 (付与日)(円)			170

(注) 平成25年10月1日に1株を100株に株式分割しておりますので、株式分割後の価格に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度(平成28年3月期)において付与された平成27年5月ストック・オプションについての構成は評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	平成27年5月 ストック・オプション
株価変動性(注1)	46.67%
予想残存期間(注2)	8年
予想配当(注3)	-
無リスク利率(注4)	0.183%

(注) 1.平成19年5月から平成27年5月まで(8年間)の株価実績に基づき算定しております。

2.権利行使期間:平成27年5月9日から平成35年5月8日まで。

3.直近の配当実績に基づき0%(0円/株)としております。

4.予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を利用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
(繰延税金資産)		
店舗閉鎖に伴う損失	1,487千円	179千円
減価償却超過額	31,068千円	25,194千円
減損損失	43,848千円	17,213千円
繰越欠損金	290,932千円	314,117千円
貸倒引当金	8,701千円	8,015千円
その他	14,460千円	29,345千円
繰延税金資産小計	390,498千円	394,065千円
評価性引当額	282,848千円	272,103千円
繰延税金資産合計	107,650千円	121,961千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.1%	10.0%
住民税均等割	76.5%	61.1%
評価性引当額の増減	154.3%	68.8%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	16.8%
その他	0.4%	1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.5%	51.0%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立され、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、変更後の法定実効税率を当連結会計年度で適用した場合の影響は軽微であります。

また、欠損金の繰越控除制度が改正されましたが、これによる影響額はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社グループは、店舗運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がないため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社グループは、店舗運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社グループは、店舗運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

[関連当事者情報]

1．関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報 ）

前連結会計年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）		当連結会計年度 （自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）	
1株当たり純資産額	33.07円	1株当たり純資産額	34.99円
1株当たり当期純利益金額	4.39円	1株当たり当期純利益金額	1.92円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1.90円

（注）1．前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）	当連結会計年度 （自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額（千円）	42,162	19,051
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額（千円）	42,162	19,051
期中平均株式数（株）	9,604,926	9,906,852
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	-	142,837
（うち、新株予約権（株））	（ - ）	（ 142,837 ）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年2月24日定時株主総会決議 ストック・オプション 126,300株	-

3．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成27年 3月31日）	当連結会計年度 （平成28年 3月31日）
純資産の部の合計（千円）	327,584	347,602
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	-	984
（うち、新株予約権（千円））	（ - ）	（ 984 ）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	327,584	346,617
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	9,906,900	9,906,833

（重要な後発事象）**新株の発行**

平成28年6月22日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式発行を決議し、平成28年7月13日に発行する予定であります。

1. 募集等の方法及び割当株式数
第三者割当の方法により、以下のとおり募集株式を割り当てる。

尾家産業株式会社	370,000株
M & A グローバル・パートナーズ株式会社	370,000株
荒井 博氏	740,000株
荒井 旺子氏	370,000株
2. 発行する株式の種類及び数
当社普通株式1,850,000株
3. 発行価額
1株につき270円
4. 発行総額
499,500,000円
5. 発行価額のうち資本へ組入れる額
1株につき135円
6. 発行のスケジュール
払込期日 平成28年7月13日
7. 資金の用途
運転資金、インバウンド戦略資金、新商品開発資金、アウトバウンド戦略資金

新株予約権の発行

平成28年6月22日開催の当社取締役会において、有償ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成28年7月13日に発行する予定であります。

1. 新株予約権の名称及び総数

株式会社関門海新株予約権 5,430個

上記新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の総数は、割当予定数であり、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの払込金額は、100円とします。なお、当該払込金額は、第三者評価機関である株式会社ブルーラス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した公正価格を参考に、決定したものであります。

3. 新株予約権の内容**(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数**

新株予約権の目的となる株式

当社普通株式 543,000株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、本新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整します。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、上記のほか、下記4.に定める本新株予約権の割当日（以下「割当日」といいます。）後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができます。

なお、上記の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、100株とします。但し、上記に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に、上記(1)に定める本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数に乗じた金額とします。

当初の行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成28年6月21日の東京証券取引所における普通取引の終値292円とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）は、平成28年7月14日から平成36年7月13日までの期間とします。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。なお、かかる内容に加え、被割当者との間で締結する割当契約書において被割当者がその有する本新株予約権を譲渡、担保提供その他処分することができない旨定めることを予定しております。

(6) 新株予約権の行使条件

割当日から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近5取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。但し、上記(2)に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の50%（但し、上記(2)に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとする。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額（但し、上記(2)に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとする。）で行使期間の終期までに権利行使しなければならないものとします。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではありません。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。

(b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。

- (c) 当社が上場廃止または倒産、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為が生じた場合。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- 各本新株予約権の一部行使はできません。
- 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使はできません。

4. 新株予約権の割当日

平成28年7月13日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、会社法第273条の規定に従い、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称します。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編対象会社」と総称します。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1個未満の端数は切り捨てます。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の同種の株式。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1株未満の端数は切り上げます。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1円未満の端数は切り上げます。

(5) 新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編対象会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

組織再編行為に際して決定します。

(6) 新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要します。

(7) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成28年7月13日

9. 申込期日

平成28年7月13日

10. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	3名	2,000個
当社従業員	72名	3,430個
合計	75名	5,430個

連結附属明細表

〔社債明細表〕

該当事項はありません。

〔借入金等明細表〕

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,304,021	1,260,584	1.82	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,038,855	1,837,218	1.92	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,961	15,184	-	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	46,547	19,490	1.95	平成29年～平成33年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	-	54,410	-	-
計	3,391,384	3,186,886	-	-

（注）1．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3．長期借入金及びリース債務（1年以内返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は、以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	4,404	4,404	4,404	4,404
リース債務	15,184	15,184	15,184	8,857

〔資産除去債務明細表〕

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

その他

当連結会計年度における四半期情報等

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高（千円）	911,246	1,852,922	3,582,449	5,207,735
税金等調整前四半期純損失金額（ ）又は税金等調整前当期純利益金額（千円）	182,896	379,582	165,998	38,873
親会社株主に帰属する四半期純損失金額（ ）又は親会社株主に帰属する当期純利益金額（千円）	130,925	266,530	131,808	19,051
1株当たり四半期純損失金額（ ）又は1株当たり当期純利益金額（円）	13.22	26.90	13.30	1.92

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（ ）（円）	13.22	13.69	13.60	15.23

(2) 第28期事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

平成28年5月13日開催の取締役会において承認された第28期事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)に係る財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

財務諸表

貸借対照表

(単位:千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	823,543	675,474
売掛金	140,269	150,767
商品及び製品	1,468,391	1,518,181
原材料及び貯蔵品	12,960	16,189
前払費用	62,483	59,152
繰延税金資産	56,479	54,679
未収入金	37,685	87,518
その他	41,118	33,783
貸倒引当金	14,828	12,164
流動資産合計	2,628,101	2,583,583
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,096,970	2,049,724
減価償却累計額	1,404,744	1,416,670
建物(純額)	692,225	633,054
構築物	105,995	104,636
減価償却累計額	94,225	93,899
構築物(純額)	11,770	10,736
機械及び装置	58,294	59,335
減価償却累計額	36,410	40,446
機械及び装置(純額)	21,884	18,889
車両運搬具	14,854	15,897
減価償却累計額	14,733	15,382
車両運搬具(純額)	120	514
工具、器具及び備品	731,015	752,586
減価償却累計額	669,372	666,391
工具、器具及び備品(純額)	61,642	86,195
有形固定資産合計	787,644	749,390
無形固定資産		
特許権	997	840
商標権	3,403	2,808
ソフトウエア	5,637	36,805
その他	3,190	3,190
無形固定資産合計	13,229	43,645
投資その他の資産		
投資有価証券	4,150	4,150
関係会社株式	11,079	-
出資金	395	395
関係会社長期貸付金	336,120	334,800
長期前払費用	19,583	13,912
差入保証金	560,826	538,214
繰延税金資産	51,170	67,282
その他	15,716	14,466
貸倒引当金	243,933	243,933
投資その他の資産合計	755,108	729,286
固定資産合計	1,555,982	1,522,322
資産合計	4,184,084	4,105,905

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	81,282	85,258
短期借入金	1,304,021	1,260,584
1年内返済予定の長期借入金	1,824,301	1,678,954
リース債務	1,961	15,184
未払金	188,384	176,335
設備関係未払金	2,897	324
未払費用	6,083	4,715
未払法人税等	28,159	43,133
未払消費税等	27,060	41,553
預り金	9,003	8,932
前受収益	10,213	10,381
賞与引当金	35,000	32,000
関係会社整理損失引当金	89,960	123,891
債務保証損失引当金	188,973	177,754
その他	4,263	799
流動負債合計	3,801,563	3,659,802
固定負債		
リース債務	-	54,410
長期預り保証金	55,372	43,496
固定負債合計	55,372	97,906
負債合計	3,856,935	3,757,709
純資産の部		
株主資本		
資本金	647,711	647,711
資本剰余金		
資本準備金	346,596	346,596
その他資本剰余金	410,111	410,111
資本剰余金合計	756,708	756,708
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	789,291	769,210
利益剰余金合計	789,291	769,210
自己株式	287,980	287,998
株主資本合計	327,148	347,211
新株予約権	-	984
純資産合計	327,148	348,196
負債純資産合計	4,184,084	4,105,905

損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高		
店舗売上高	3,728,396	3,806,755
フランチャイズ売上高	581,074	592,328
その他の売上高	78,284	106,483
売上高合計	4,387,755	4,505,567
売上原価		
期首たな卸高	976,077	1,468,391
当期仕入高	1,697,059	1,350,643
他勘定受入高	17,632	15,233
合計	2,680,769	2,824,267
期末たな卸高	1,468,391	1,518,181
売上原価合計	1,212,378	1,306,086
売上総利益	3,175,376	3,199,481
販売費及び一般管理費		
労務費	1,021,738	1,081,043
賞与引当金繰入額	34,726	31,842
地代家賃	519,719	515,493
水道光熱費	196,549	180,767
消耗品費	102,501	107,186
支払手数料	184,098	187,786
減価償却費	120,414	115,361
研究開発費	33,726	25,933
業務委託費	330,607	344,609
貸倒引当金繰入額	3,522	-
その他	407,217	435,698
販売費及び一般管理費合計	2,954,824	3,025,723
営業利益	220,552	173,757
営業外収益		
受取利息	61,352	6,506
受取地代家賃	6,800	11,014
経営指導料	614,000	612,000
受取保険金	574	-
その他	1,280	2,498
営業外収益合計	24,007	26,020
営業外費用		
支払利息	63,773	60,620
貸倒引当金繰入額	1,562	-
その他	9,210	26,735
営業外費用合計	74,545	87,356
経常利益	170,013	112,421

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	2,186	-
貸倒引当金戻入額	11,496	-
新株予約権戻入益	5,284	-
債務保証損失引当金戻入額	-	11,219
特別利益合計	18,646	11,219
特別損失		
固定資産除却損	-	3,12
固定資産売却損	-	4,298
店舗閉鎖損失	5,12,957	5,17,720
減損損失	39,488	19,174
解約違約金	10,716	-
関係会社株式評価損	18,920	11,079
関係会社整理損失引当金繰入額	22,162	33,931
債務保証損失引当金繰入額	30,194	-
特別損失合計	134,440	84,903
税引前当期純利益	54,220	38,737
法人税、住民税及び事業税	24,133	32,966
法人税等調整額	34,945	14,310
法人税等合計	10,811	18,656
当期純利益	65,032	20,081

株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	596,896	295,781	410,111	705,893	854,323	854,323	287,980	160,485
当期変動額								
新株の発行	50,815	50,815		50,815				101,631
当期純利益					65,032	65,032		65,032
自己株式の取得							-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	50,815	50,815	-	50,815	65,032	65,032	-	166,663
当期末残高	647,711	346,596	410,111	756,708	789,291	789,291	287,980	327,148

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	5,284	165,770
当期変動額		
新株の発行		101,631
当期純利益		65,032
自己株式の取得		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,284	5,284
当期変動額合計	5,284	161,378
当期末残高	-	327,148

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	647,711	346,596	410,111	756,708	789,291	789,291	287,980	327,148
当期変動額								
新株の発行								-
当期純利益					20,081	20,081		20,081
自己株式の取得							18	18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	20,081	20,081	18	20,062
当期末残高	647,711	346,596	410,111	756,708	769,210	769,210	287,998	347,211

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	327,148
当期変動額		
新株の発行		-
当期純利益		20,081
自己株式の取得		18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	984	984
当期変動額合計	984	21,047
当期末残高	984	348,196

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～20年

構築物 6～40年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却をしております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失負担見込額を計上しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

（会計方針の変更）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 偶発債務

債務保証

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)
(株)だいもん(借入債務)	72,127千円	(株)だいもん(借入債務)	-千円
計	72,127	計	-

(損益計算書関係)

1 他勘定受入高の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費及び一般管理費の交際費他	7,632千円	5,233千円

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物	1,695千円	
構築物	33	
工具、器具及び備品	136	
計	1,865	

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
		工具、器具及び備品 12千円
		計 12

4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
		建物 2,926千円
		工具、器具及び備品 59
		計 2,985

5 店舗閉鎖損失の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
原状回復費用	4,260千円	原状回復費用	5,570千円
解約違約金	666	解約違約金	2,419
建物除却損	6,952	建物除却損	6,701
構築物除却損	191	構築物除却損	86
工具、器具及び備品除却損	280	工具、器具及び備品除却損	88
その他費用	606	その他費用	2,854
計	12,957	計	17,720

6 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
受取利息	697千円	受取利息	362千円
経営指導料	14,000	経営指導料	12,000

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額はありませぬ。前事業年度の貸借対照表計上額は11,079千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりませぬ。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(繰延税金資産)		
関係会社株式評価損	126,349千円	121,029千円
減価償却超過額	44,092千円	25,194千円
貸倒引当金	85,650千円	79,656千円
繰越欠損金	109,097千円	84,697千円
債務保証損失引当金	62,550千円	54,769千円
関係会社整理損失引当金	29,061千円	38,173千円
その他	15,322千円	46,395千円
繰延税金資産小計	472,124千円	449,915千円
評価性引当額	364,473千円	327,954千円
繰延税金資産合計	107,650千円	121,961千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6%	10.1%
住民税均等割	42.9%	58.3%
評価性引当額の増減	102.2%	69.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	16.8%
その他	0.8%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.9%	48.2%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立され、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、変更後の法定実効税率を当連結会計年度で適用した場合の影響は軽微であります。

また、欠損金の繰越控除制度が改正されましたが、これによる影響額はありませぬ。

（重要な後発事象）**新株の発行**

平成28年6月22日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式発行を決議し、平成28年7月13日に発行する予定であります。

1. 募集等の方法及び割当株式数
第三者割当の方法により、以下のとおり募集株式を割り当てる。

尾家産業株式会社	370,000株
M & A グローバル・パートナーズ株式会社	370,000株
荒井 博氏	740,000株
荒井 旺子氏	370,000株
2. 発行する株式の種類及び数
当社普通株式1,850,000株
3. 発行価額
1株につき270円
4. 発行総額
499,500,000円
5. 発行価額のうち資本へ組入れる額
1株につき135円
6. 発行のスケジュール
払込期日 平成28年7月13日
7. 資金の用途
運転資金、インバウンド戦略資金、新商品開発資金、
アウトバウンド戦略資金

新株予約権の発行

平成28年6月22日開催の当社取締役会において、有償ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成28年7月13日に発行する予定であります。

1. 新株予約権の名称及び総数

株式会社関門海新株予約権 5,430個

上記新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の総数は、割当予定数であり、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの払込金額は、100円とします。なお、当該払込金額は、第三者評価機関である株式会社ブルーラス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した公正価格を参考に、決定したものであります。

3. 新株予約権の内容**(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数**

新株予約権の目的となる株式

当社普通株式 543,000株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、本新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整します。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、上記のほか、下記4.に定める本新株予約権の割当日（以下「割当日」といいます。）後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができます。

なお、上記の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、100株とします。但し、上記に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に、上記(1)に定める本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数に乗じた金額とします。

当初の行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成28年6月21日の東京証券取引所における普通取引の終値292円とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）は、平成28年7月14日から平成36年7月13日までの期間とします。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。なお、かかる内容に加え、被割当者との間で締結する割当契約書において被割当者がその有する本新株予約権を譲渡、担保提供その他処分することができない旨定めることを予定しております。

(6) 新株予約権の行使条件

割当日から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近5取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。但し、上記(2)に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の50%（但し、上記(2)に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとする。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額（但し、上記(2)に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとする。）で行使期間の終期までに権利行使しなければならないものとします。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではありません。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。

(b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。

- (c) 当社が上場廃止または倒産、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為が生じた場合。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- 各本新株予約権の一部行使はできません。
- 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使はできません。

4. 新株予約権の割当日

平成28年7月13日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、会社法第273条の規定に従い、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称します。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編対象会社」と総称します。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1個未満の端数は切り捨てます。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の同種の株式。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1株未満の端数は切り上げます。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整します。調整後の1円未満の端数は切り上げます。

(5) 新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編対象会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

組織再編行為に際して決定します。

(6) 新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要します。

(7) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成28年7月13日

9. 申込期日

平成28年7月13日

10. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	3名	2,000個
当社従業員	72名	3,430個
合計	75名	5,430個

附属明細表

[有形固定資産等明細表]

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	2,096,970	62,555	109,801 (16,528)	2,049,724	1,416,670	81,261	633,054
構築物	105,995	2,225	3,584 (78)	104,636	93,899	2,891	10,736
機械及び装置	58,294	1,041	-	59,335	40,446	4,035	18,889
車両運搬具	14,854	1,043	-	15,897	15,382	648	514
工具、器具及び備品	731,015	50,475	28,905 (1,866)	752,586	666,391	23,282	86,195
有形固定資産計	3,007,131	117,340	142,290 (18,474)	2,982,180	2,232,790	112,120	749,390
無形固定資産							
特許権	1,323	-	-	1,323	482	156	840
商標権	6,358	-	-	6,358	3,549	595	2,808
ソフトウェア	149,925	36,283	700 (700)	185,508	148,702	4,414	36,805
その他	3,190	-	-	3,190	-	-	3,190
無形固定資産計	160,797	36,283	700 (700)	196,380	152,735	5,166	43,645
長期前払費用	19,583	7,686	2,849	24,420	-	10,508	13,912
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加及び減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

(単位：千円)

建物	増加	「玄品ふぐ」店舗の改装	59,625
工具、器具及び備品		POS販売管理システム導入	34,792
ソフトウェア		POS販売管理システム導入	35,505
建物	減少	「玄品ふぐ」店舗の閉店	24,854
建物		「玄品ふぐ」店舗の売却	68,417

[引当金明細表]

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	258,762	-	2,428	236	256,097
賞与引当金	35,000	32,000	35,000	-	32,000
債務保証損失引当金	188,973	-	11,220	-	177,754
関係会社整理損失引当金	89,960	33,931	-	-	123,891

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、債権回収による戻入額であります。

主な資産及び負債の内容

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

その他

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第27期	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月23日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	第28期第3四半期	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月23日

株式会社 関門海

取締役会 御中

監査法人 やまぶき

指定社員 公認会計士 西岡朋晃 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 若林準之助 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関門海の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門海及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成27年4月22日開催の取締役会において、新株予約権（有償ストック・オプション）の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社関門海の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社関門海が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月23日

株式会社 関門海

取締役会 御中

監査法人やまぶき

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西岡朋晃	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	若林準之助	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関門海の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門海の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成27年4月22日開催の取締役会において、新株予約権（有償ストック・オプション）の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月12日

株式会社関門海
取締役会 御中

監査法人やまぶき

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西岡 朋晃 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若林 準之助 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社関門海の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関門海及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。